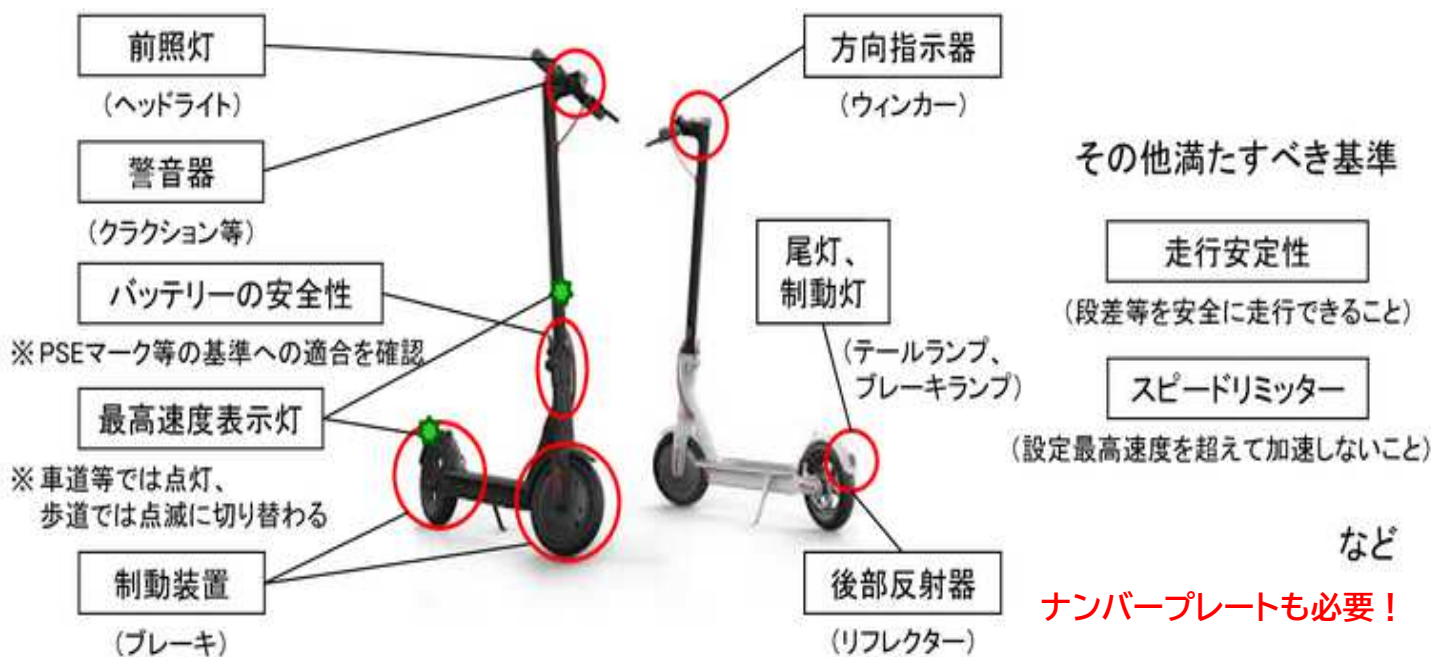


特定小型原動機付自転車



ってどんな乗り物？

特定小型原動機付自転車の保安基準等



参考:国土交通省 HP「特定小型原動機付自転車について」,「2.道路運送車両の保安基準」より引用

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車 ※		一般原動機付自転車
	特例特定小型原動機付自転車		
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60kw以下		特定小型原動機付自転車以外のもの
長さ	190cm以下		
幅	60cm以下		
高さ	—		
運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		原付免許以上の運転免許
ヘルメット	努力義務		義務
自賠償保険	義務		義務

※ 2023年7月までに製造された最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車を含む
最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車については、2024年12月23日までは特定小型原動機付自転車として適用する。